

暮らしの情報



税金・保険・年金

市税の納付は口座振替を ～申し込みは郵送でも可能～

【口座振替対象税目／納期限・申込期限】

- 国民健康保険税／
第3期(9月30日休振替)・8月20日(金)(必着)
 - 個人市・都民税(普通徴収)／
第3期(11月1日月振替)・9月21日(火)(必着)
 - 固定資産税・都市計画税／
第3期(12月27日月振替)・11月10日(水)(必着)
- 依頼書(市内の取扱金融機関に備え付け。郵送希望は要連絡)で申し込み※キャッシュカード(来庁者本人名義)と本人確認書類を市役所に持参し、その場で手続き可。詳細は市☎または要問い合わせ
- 個人市・都民税の年金特別徴収(公的年金からの天引き分)は、口座振替不可
- 国民健康保険税/保険年金課(市役所2階) ☎481-7055・6、個人市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税/納税課(市役所3階) ☎481-7214～20

市民課・保険年金課・納税課の休日窓口

- 7月25日(日)、8月14日(土)・22日(日)(22日(日)は市役所1階101会議室の開設なし) ☎午前9時～午後1時
- 保険年金課は国民健康保険のみ取り扱い。22日(日)は、マイナンバーカード・電子証明書に関する手続き不可
- 市民課(市役所2階・市役所1階101会議室) ☎481-7041～5
- 保険年金課(市役所2階) ☎481-7052
- 納税課(市役所3階) ☎481-7214～20

退職した場合は 国民健康保険と国民年金の手続きを

- ①国民健康保険の手続き
●市役所2階保険年金課「国保」の窓口
●退職し社会保険の資格を喪失した方
●加入していた健康保険をやめた日付が分かる証明書(資格喪失証明書や喪失確認通知書)、届出人の本人確認書類、国民健康保険に加入する方全員のマイナンバーが分かるもの
- ②国民年金の手続き(20歳以上60歳未満)
●市役所2階保険年金課「年金」の窓口または府中年金事務所国民年金課窓口 ●退職し厚生年金などの資格を喪失した方(扶養されていた配偶者を含む)
●年金手帳(マイナンバーが分かる書類でも手続き可)、厚生年金の喪失または退職日が確認できる書類(④雇用保険被保険者離職票⑤雇用保険受給資格者証など)、来庁者の本人確認書類、委任状(本人以外が手続きをする場合)※国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除・納付猶予制度(所得の審査あり)あり。退職(失業)を理由とする特例免除申請には④または⑤などが必要
- ①②共に☎郵送手続き可。詳細は市☎参照
- ①保険年金課☎481-7054
- ②保険年金課☎481-7062または日本年金機構府中年金事務所国民年金課☎042-361-1011

家屋の取り壊しなどを行った方へ

家屋の取り壊しや用途の変更(店舗だったものを住宅として使用するなど)を行った場合は、固定資産税などの金額が変更となるため、資産税課へご連絡ください。

●資産税課☎481-7208・9

「暮らしの情報」は10面に続きます

介護職員初任者研修(通学)受講生募集

●9月13日(月)～11月19日(金)のうち24日間(実習1日含む) ●こころの健康支援センター別館2階研修室ほか ●次の全てに該当する方①市内在住または在勤②令和4年3月31日時点で69歳以下③市内で介護職員として従事することを希望する・従事が確定している・すでに従事している④学則に同意する ●16人(選考あり) ●1万6600円(受講料とテキスト代。指定日までに振込) ●申込書(福祉人材育成センター、総合福祉センター、市民活動支援センターで配布、または福祉人材育成センター☎(右のQRコードからアクセス可)から印刷可)と本人確認書類(在勤は社員証など)を、7月27日(火)～8月20日(金)に福祉人材育成センター☎452-8180・☎444-3376へ持参 (社会福祉協議会)

令和3年度社会福祉協議会 ちょビット協力金募集

いただいた協力金は、孤立を防ぎ、住民同士のつながりをつくる「ひだまりサロン」など、地域で取り組む福祉活動の財源になります。

●社会福祉協議会、市役所3階福祉総務課、神代出張所など、または社会福祉協議会☎(右のQRコードからアクセス可)から申し込み

●社会福祉協議会☎481-7617

令和3年度赤い羽根共同募金地域配分の公募

市内の施設・団体に助成を行います。

●申請額/1施設・団体10～30万円

●対象事業/社会福祉法人や民間の非営利団体が実施する備品整備、修理、利用者主体の事業など ●8月31日(火) ●申し込みの詳細は社会福祉協議会☎参照

●社会福祉協議会☎481-7617

新型コロナウイルス 感染症対策

事業者の皆さんへの支援

●各支援の詳細は、市☎(右のQRコードからアクセス可)参照 (産業振興課)



対象	内容		問い合わせ先
経営に関する相談をしたい	経営相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象に、経営や事業資金融資に関する相談を受け付けています。	産業労働支援センター ☎443-1217 調布市商工会☎485-2214
事業資金融資を有利な条件で受けたい	市の融資あっせん制度	対象要件を緩和し、利子(当初3年間)・信用保証料を全額補助します。	産業労働支援センター ☎443-1217
	マル経融資	無担保・無保証人で必要な資金の融資が受けられます。 ●常時使用する従業員が、商業・サービス業は5人以下、製造業・その他は20人以下の事業者 ●融資額/2000万円以内	調布市商工会 ☎485-2214
資金繰りが厳しい	実質無利子無担保の融資	融資/3年間無利子、最長5年間元本据置(日本政策金融公庫や商工中金で利用可)	中小企業金融相談窓口 ☎0570-783183
設備などの感染予防対策をしたい	●都中小企業等による感染症対策助成事業(●10月31日(日))	感染拡大予防ガイドラインなどに沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う中小企業などに対し、経費の一部を助成します。	(公財)東京都中小企業振興公社 ☎03-4477-2886
	●市中小企業等新型コロナウイルス感染予防対策助成事業	感染予防対策に要する備品購入や工事を助成します。 ●助成対象期間/3月23日～9月30日(木) ●申込期間/8月31日(火)(必着)まで ●市内に事業所を構え営業している中小企業など(当助成事業未利用者) ●①備品の費用:助成率3分の2(10万円まで。単価が1万円以上または、総額3万円以上の既製品・オーダー品(自主製作は対象外)。金額は税抜き) ●②工事の費用:助成率3分の2(50万円まで) ●対象備品/空気清浄機、非接触型体温計など ●対象工事/空調設備、換気設備の設置工事など ●備品・工事共に対象事例に記載のものに限る	調布市商工会 ☎485-2214
雇用を維持できない	雇用調整助成金	●助成額/従業員1人1日当たり1万5000円まで(助成率は企業規模や休業手当などの支払率により異なる)	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
営業時間の短縮要請に協力した飲食店など	感染拡大防止協力金(●7月30日(金))	都の営業時間の短縮などに協力した事業者を対象に協力金を支給します。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567
休業依頼に協力した飲食店以外の中小企業など	休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金(●7月30日(金))	都の休業の協力依頼などに応じて全期間休業し、全面的に協力した事業者を対象に支援金を支給します。	感染拡大防止協力金等コールセンター ☎0570-0567-92
売り上げ減少への支援を受けたい	月次支援金	緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、飲食店休業・時短営業または外出自粛などの影響を受け、月間の売り上げが50%以上減った事業者に対して支援金を支給します。	相談窓口 ☎0120-211-240 (IP電話/☎03-6629-0479)
	東京都中小企業者等月次支援給付金(●10月31日(日))	月次支援金に支給額を上乗せするとともに、対象要件を緩和し支給対象を拡大し給付金を支給します。	東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター ☎03-6740-5984

●児童虐待の「早期発見」は、子どもと保護者を必要な援助につなげるための第一歩です

虐待されている子どもや、その保護者は援助が必要です。虐待が疑われる行為を発見した場合はご連絡ください。なお、連絡した方の個人情報は守られます。

●午前9時～午後5時(第3土曜日とその翌日、年末年始を除く) ●子ども家庭支援センターすこやか☎0120-087-358(子ども政策課)